

宮城郡松島町手樽字軽地一四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字伊里前四五の七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により、次のように保安施設地区の指定をする予定である旨、平成二十九年九月二十日付け森整第百七十五号で関係者宛て通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を岩沼市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一九六号、標柱一九七号、標柱二〇〇号、標柱一九九号、標柱一九八号を順次結んだ線及び標柱一九六号と標柱一九八号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一〇五〇号、標柱一〇五一号、標柱一〇五七号、標柱一〇五六号、標柱一〇六〇号、標柱一〇六五号、標

柱一〇六二号、標柱一〇六一号、標柱一〇五四号を順次結んだ線及び標柱一〇五〇号と標柱一〇五四号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一二二〇号、標柱一二二一号、標柱一二一六号、標柱一二一五号を順次結んだ線及び標柱一二二〇号と標柱一二一五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すのとおりとする。）

岩沼市押分字須加原三六、一一二の二〇、一一二の二一、早股字前川一六九

二 所在が不明である者の住所氏名

岩沼市押分字押山一八六番地の一 小林 惣六

仙台市宮城野区小田原山本丁一四番地 高橋 眞秋

仙台市宮城野区小田原山本丁一四番地 高橋 善一郎

岩沼市早股字前川一三二番地 小林 太吉

三 通知の内容

一の森林について、平成二十九年九月十九日宮城県告示第八百六号で告示したとおり保安施設地区に指定する予定である。

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百七十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 海岸の名称 | | 指定区域 |
|-------|------|---|
| 沿岸名 | 漁港名 | |
| 仙台湾沿 | 浜田漁港 | 次に掲げる基点1から基点78までを順次結んだ直線及び基点1と基点78を結んだ直線により囲まれた区域 宮城県利府町赤沼字井戸尻五七番地五 二級基準点 基準点1から一四四度七分一五秒二二九・八七メートル 基点1の地点 基点2から一四九度一八分三一秒五・二二メートル 基点2の地点 基点3から一三〇三度二三分二秒五・八二メートル 基点3の地点 基点4から二九三度二三分三秒八・五六メートル 基点4の地点 基点5から三二九度一六分三秒八・六九メートル 基点5の地点 基点6から二四四度四分四七秒一五七・〇九メートル |
| 沿岸名 | 地区 | |

基点7の地点 基点6から二七二度一七分一〇秒二・八三メートル
 基点8の地点 基点7から三三四度二〇分五七秒五七・八六メートル
 基点9の地点 基点8から二四四度三三分三一秒九・五三メートル
 基点10の地点 基点9から二九七度一九分三七秒三・一三メートル
 基点11の地点 基点10から二四四度三〇分二一秒四五・八二メートル
 基点12の地点 基点11から一五四度三四分二秒一三・二三メートル
 基点13の地点 基点12から一九九度四七分五五秒三四・七三メートル
 基点14の地点 基点13から一四九度三九分二五秒二八・八三メートル
 基点15の地点 基点14から一四一度三七分四八秒五二・一一メートル
 基点16の地点 基点15から一四八度三四分一三秒一〇六・八五メートル
 基点17の地点 基点16から一八一度四九分五〇秒四七・八九メートル
 基点18の地点 基点17から一四九度一七分四一秒五三・六三メートル
 基点19の地点 基点18から一八四度九分一〇秒七・六〇メートル
 基点20の地点 基点19から一六一度四〇分二七秒五〇・九五メートル
 基点21の地点 基点20から二四八度四八分四秒四五・九二メートル
 基点22の地点 基点21から一五七度六分五五秒〇・五〇メートル
 基点23の地点 基点22から二四八度四八分四秒二・九三メートル
 基点24の地点 基点23から三五六度四九分一五秒四・〇一メートル
 基点25の地点 基点24から六八度四八分四秒一・二九メートル
 基点26の地点 基点25から二九度五九分三四秒四・二八メートル
 基点27の地点 基点26から一二度四七分三九秒三・九六メートル
 基点28の地点 基点27から六八度三四分五七秒二・九〇メートル
 基点29の地点 基点28から一七四度四七分五三秒一・〇四メートル
 基点30の地点 基点29から六八度三三分七秒三〇・二五メートル
 基点31の地点 基点30から三四一度五分二三秒一三・三一メートル
 基点32の地点 基点31から三四一度一〇分二秒一三・三二メートル
 基点33の地点 基点32から三四一度五分二一秒二・二〇メートル
 基点34の地点 基点33から三四一度一分二秒一七・三一メートル
 基点35の地点 基点34から三四一度三三分一七秒一・八〇メートル
 基点36の地点 基点35から八一度五八分二〇秒三・八七メートル

基点37の地点 基点36から三二七度二分四〇秒三・九九メートル
 基点38の地点 基点37から三二六度四五分五四秒一〇・五七メートル
 基点39の地点 基点38から三二七度七分四四秒一三・八二メートル
 基点40の地点 基点39から三二六度五三分四〇秒一八・九七メートル
 基点41の地点 基点40から三二五度九分二〇秒五・五一メートル
 基点42の地点 基点41から三四七度二七分二秒三四・五八メートル
 基点43の地点 基点42から三八度一六分五秒一八・五五メートル
 基点44の地点 基点43から三二六度一八分四六秒五四・四九メートル
 基点45の地点 基点44から三二六度四七分四四秒一三・一九メートル
 基点46の地点 基点45から三二三度三六分九秒一四・六四メートル
 基点47の地点 基点46から三二四度四五分四六秒一三・六五メートル
 基点48の地点 基点47から三二五度二二分一九秒一三・七四メートル
 基点49の地点 基点48から三二三度八分四五秒一六・〇八メートル
 基点50の地点 基点49から三二九度八分三九秒二一・五九メートル
 基点51の地点 基点50から三二九度三九分二五秒三五・七九メートル
 基点52の地点 基点51から三一〇度三九分四六秒三四・五五メートル
 基点53の地点 基点52から三二五度五九分六秒一・九五メートル
 基点54の地点 基点53から三二五度一九分三〇秒一・六二メートル
 基点55の地点 基点54から一六八度四六分五四秒五・八八メートル
 基点56の地点 基点55から一二一度四九分二八秒一七・一二メートル
 基点57の地点 基点56から六六度五〇分四九秒九・四一メートル
 基点58の地点 基点57から五五度一三分三九秒四・六六メートル
 基点59の地点 基点58から一二度一四分一〇秒一〇・七九メートル
 基点60の地点 基点59から五三度五六分四三秒三・五七メートル
 基点61の地点 基点60から三三四度三四分二秒一一・三三メートル
 基点62の地点 基点61から一九度三〇分二一秒三・〇五メートル
 基点63の地点 基点62から六四度三〇分二一秒二三・七四メートル
 基点64の地点 基点63から一二七度二三分二八秒二・五八メートル
 基点65の地点 基点64から六四度三〇分二一秒二五・四三メートル
 基点66の地点 基点65から一一七度一九分三七秒三・一四メートル
 基点67の地点 基点66から六四度三〇分二一秒一二・三四メートル

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年十月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 総合防災情報システム等改修業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 委託期間 契約締結の日から平成三十年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町地内 外
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
 - 3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

| | |
|------|-----------------------------|
| 基点68 | 基点67から一五四度二分五七秒一七・三二メートルの地点 |
| 基点69 | 基点68から六四度一分一〇秒二・八〇メートルの地点 |
| 基点70 | 基点69から一五四度二分五七秒三七・一八メートルの地点 |
| 基点71 | 基点70から一〇九度一分五二秒一・九九メートルの地点 |
| 基点72 | 基点71から六四度四分四七秒三一・六一メートルの地点 |
| 基点73 | 基点72から三四度四分四七秒一・七二メートルの地点 |
| 基点74 | 基点73から六四度四分四七秒六七・九五メートルの地点 |
| 基点75 | 基点74から九四度四分四七秒一・九二メートルの地点 |
| 基点76 | 基点75から六四度四分四七秒五五・六四メートルの地点 |
| 基点77 | 基点76から一四九度一分三三秒二三・四九メートルの地点 |
| 基点78 | 基点77から七一度二分二二秒二・〇九メートルの地点 |

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 過去五年間に、国又は都道府県が発注する総合防災情報システムの整備又は改修業務を元請けとして履行した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、代表者であった場合に限り。

9 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

- （一） 入札に参加しようとする者の行為とみなす。
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- （二） 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- （三） 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三三)へ平成二十九年十一月十四日(火)午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県総務部危機対策課防災対策班(担当 佐々木 靖 電話〇二二一二一一一三三七五)

3 入札説明書の交付期限

平成二十九年十一月八日(水)午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限及び場所

(一) システムを用いて入札する場合

イ 入札期間 平成二十九年十一月二十八日(火)午前九時から平成二十九年十二月五日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年十二月五日(火)午後五時まで

ロ 場所 2に同じ。

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年十二月六日(水)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎五階危機管理センター

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、委託期間の総額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

- 8 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。
 - 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 - 10 詳細は入札説明書による。
- 七 概要

Summary

- 1 Item(s)/Service(s) Required : Upgrading of the General Information Network System for Disaster Response and other systems (1 Set)
- 2 Contract Period : From contract settlement date to March 30, 2018
- 3 Place of Delivery : Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi, Japan and other locations
- 4 Deadline for Bid Submission : December 5, 2017, 5 : 00 pm
- 5 Place and Time of Bid Selection : December 6, 2017, 10 : 00 am, Crisis Management Center, 5th floor, Miyagi Prefectural Government Office Building
- 6 Contact Information : Yasushi Sasaki, Disaster Response Policy Section, Crisis Measures Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan.
Tel.: 022211-2375

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十九年十月二十七日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市矢本字町浦二百七番一、二百二十一番一、二百二十二番一、四百五十四番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
石巻市中央三丁目六番二十一号
石巻信用金庫

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年十月二十七日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市矢本字四反走五十五番一、五十五番二、五十六番、五十七番二、八十七番十、九十番三、百八十三番、百八十四番二
栃木県宇都宮市一ノ沢町二百五十六番地七
トヨタウッドユーホーム株式会社
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十九年十月二十七日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市赤井字関の内四号三百三十七番五
東松島市赤井字関の内四号三百三十七番地四
米木 直也
米木 知恵
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十九年十月二十七日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市矢本字蛭坪百四十番五の一部
東松島市牛網字駅前二丁目三番地十五 グラン
ビュー鳴瀬二百三
石垣 竜太
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十九年十月二十七日

選挙管理委員会

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡大衡村大衡字塩浪二十九番一、二十九番二、二十九番五の一部、三十番、三十一番、三十二番一、三十三番、三十番地先の道、同字平林九番一の一部、十一番一、十一番五の一部、十一番六の一部、同字松本一番一の一部、同村とさわ台十九番、二十七番、四十七番一、四十七番二、同村中央平十三番の一部

大衡村

○宮選管告示第四百四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十九年十月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|------------|--------|----------|-----------------|------------|
| 自由民主党本吉町支部 | 佐藤 忠文 | 千葉 健光 | 気仙沼市本吉町津谷松尾七五―六 | 平成二十九年九月一日 |

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----------------|--------|----------|---------------------|--------------|
| 新しい県政をつくる宮城県民の会 | 佐久間敬子 | 須藤 道子 | 仙台市青葉区春日町一―一五 | 平成二十九年九月二十五日 |
| 倉橋誠司後援会 | 倉橋 誠司 | 倉橋 誠司 | 本吉郡南三陸町志津川字黒崎九九一―一七 | 平成二十九年九月二十七日 |
| 東松島政経フォーラ | 高橋 宗也 | 高橋千賀子 | 東松島市小松字上浮足一一五 | 平成二十九年九月二十九日 |

○宮選管告示第四百四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十九年十月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|------------|--------|--------|-------|-------|------------|
| 自由民主党岩沼市支部 | 村上 智行 | 代表者の氏名 | 村上 智行 | 沼田 健一 | 平成二十九年九月一日 |
| 自由民主党田尻支部 | 富田 文志 | 代表者の氏名 | 富田 文志 | 掛地 富男 | 平成二十九年九月七日 |

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|--------------|--------|------------|------------------|------------------|-------------|
| 大久保三代連合後援会 | 吉川由香里 | 主たる事務所の所在地 | 名取市植松三―五―二四 | 仙台市泉区高森四丁目二―一九六 | 平成二十九年九月一日 |
| こんの恭一後援会 | 藤井 潤 | 会計責任者の氏名 | 赤間 千里 | 渡辺 浩子 | 平成二十八年五月一日 |
| 21宮城県農政推進同士会 | 中村 功 | 主たる事務所の所在地 | 遠田郡涌谷町猪岡短台字洞一―八四 | 登米市米山町中津山字猪込一〇―四 | 平成二十九年八月十七日 |
| 村上ひさと後援会 | 浜田 幸男 | 主たる事務所の所在地 | 名取市大手町四―一三―一四 | 名取市大手町一―一六―一五 | 平成二十九年九月十六日 |

○宮選管告示第五百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治

団体が解散した旨届出があった。
平成二十九年十月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

税理士による郡和子を支援する会 小池小百合 平成二十九年九月二十六日

○高選管告示第百五十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年十月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

税理士による郡和子を支援する会

報告年月日 29. 2. 1 (29. 9. 26解散)

1 収入総額 629,818

前年繰越額 520,460

本年収入額 109,358

2 支出総額 49,308

3 本年収入の内訳

寄附 49,308

政治団体分 49,308

機関紙誌の発行その他の事業による収入 60,000

研修会会費 60,000

その他の収入 50

一件十万円未満のもの 50

4 支出の内訳

経常経費 288

事務所費 288

政治活動費 49,020

組織活動費 49,020

5 寄附の内訳

[政治団体分]

年間五万円以下のもの 49,308

○高選管告示第百五十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年十月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

税理士による郡和子を支援する会

報告年月日 29. 9. 28 (29. 9. 26解散)

1 収入総額 723,514

前年繰越額 580,510

本年収入額 143,004

2 支出総額 723,514

3 本年収入の内訳

機関紙誌の発行その他の事業による収入 143,000

研修会費 68,000

研修会費 75,000

その他の収入 4

一件十万円未満のもの 4

4 支出の内訳

経常経費 3,952

事務所費 3,952

政治活動費 719,562

組織活動費

245,798

寄附・交付金

473,764

○宮選管告示第百五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十九年十月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

高橋 宗也 宮城県議会議員

東松島政経フォーラム 東松島市小松字上浮足一一五

平成二十九年九月二十九日

○宮選管告示第百五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十八年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十九年宮選管告示第九号の一部を次のとおり改める。

平成二十九年十月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

日本のことを大切にすることを党参議院宮城県第一支部の平成二十八年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 27,792,135」を「1 収入総額 28,392,135」に^レ

「本年収入額 24,324,297」を「本年収入額 24,924,297」に^レ改^ス。

2 支出総額中

「2 支出総額 27,792,135」を「2 支出総額 28,392,135」に^レ改^ス。

3 本年の収入の内訳中

「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 21,300,000」を

「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 21,900,000」に^レ

「日本のことを大切にすることを党本部 21,300,000」を

「日本のことを大切にすることを党本部 21,900,000」に^レ改^ス。

4 支出の内訳中

「調査研究費

823,991」の次の行に、

「寄附・交付金

600,000」を加える。